

意見書案第1号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める

意見書

我が国のウイルス性肝炎患者は350万人以上と推定され、その多くは予防接種時の注射等の使い回しや輸血などの医療行為による感染が原因とされている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っている。特に、肝硬変や肝がん患者については、就労困難な者も多く、高額な医療費負担により、生活にも支障を来たしている状況にある。

また、肝疾患は、身体障害者福祉法上の障害認定の対象とはされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、現行の制度は、ウイルス性肝炎が原因の肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がある。

よって、国においては、次の事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変や肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

衆議院議長	町	村	信	孝	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 奥 津 勝 子